

○各農業農村整備事業 効果算定一覧表（参考）

各事業の要綱要領に基づく採択要件、事業計画書の様式等を確認した上で、事業計画策定にあたり効果算定が必要か不要かの判断を行うこと。

事業名		法律補助	予算補助	効果算定※	備考	
事業整備	◆農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（経営体育成型））	○	－	○		
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）	○	－	○		
	◆福島再生加速化交付金事業（農地整備事業（経営体育成型））	○	－	○		
	◆農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）	○	－	○		
水 利 施 設 整 備 事 業	かん排事業					
	◆農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））	○	－	○		
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（簡易整備型）	－	○	－		
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）					
	水利施設整備事業	－	○	－		
	ストマ					
	◆農山漁村地域整備交付金					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	○	○	△	予算補助(末端支配面積100ha未満)の場合は不要。	
	水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）	○	○	△	予算補助(末端支配面積100ha未満)の場合は不要。	
	◆福島再生加速化交付金事業					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	○	○	△	予算補助(末端支配面積100ha未満)の場合は不要。	
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	○	○	△	予算補助(末端支配面積100ha未満)の場合は不要。	
	水利施設整備事業（農業用水再編対策型）	○	－	○		
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）					
	水利施設整備事業	－	○	－		
	畑地帯	◆水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業）				
	畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型、畑地帯総合整備型 等）	○	○	△	別表区分2～4の事業は予算補助で実施可能。	
畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型）	－	○	－			
そ の 他	◆農山漁村地域整備交付金					
	水利施設整備事業（地域水質保全機能増進型）	－	○	－		
	水利施設整備事業（排水対策特別型）	－	○	－		
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（地域用水機能増進型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（排水対策特別型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（水利施設集約再編型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）	○	○	△	洪水対策型のみ予算補助で実施可能。その場合効果算定不要。	
	水利施設整備事業（農地集積促進型）	○	－	○		
	防 災 事 業	◆農村地域防災減災事業				
		防災ダム整備事業	○	－	○	
ため池整備事業（地震・豪雨対策型）大規模		○	－	○		
ため池整備事業（地震・豪雨対策型）小規模		○	－	○		
ため池整備事業（一般整備型 等）大規模		○	－	○		
ため池整備事業（一般整備型 等）小規模		○	－	○		
用排水施設等整備事業（湛水防除事業）		○	－	○		
用排水施設等整備事業（用排水施設整備）		○	－	○		
農地保全整備事業		○	－	○		
地域防災機能増進事業		○	○	○	県営法律補助の面積要件：200ha（国営・県営造成施設は100ha、さらに受益地が畑地なら20ha）以上。 事業要領上、法に基づかず実施する場合も効果算定が必要となる。	
特定農業用管水路等特別対策事業		○	○	○	県営法律補助の面積要件：200ha（国営・県営造成施設は100ha、さらに受益地が畑地なら20ha）以上。 事業要領上、法に基づかず実施する場合も効果算定が必要となる。	
農業用河川工作物等応急対策事業		－	○	○	事業要領上、効果算定が必要となる。	
水質保全対策事業		○	○	○	県営法律補助の面積要件：200ha以上。 事業要領上、法に基づかず実施する場合も効果算定が必要となる。	
公害防除特別土地改良事業		○	○	○	県営法律補助の面積要件：20ha以上。 事業要領上、法に基づかず実施する場合も効果算定が必要となる。	
地すべり対策事業		－	○	△	長寿命化対策工事を行う場合は効果算定が必要となる。	
農業用施設等災害管理対策事業	○	○	△	「要領別紙12 第2の5」の事業(土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備)を実施する場合は、効果算定が不要となる。		
防災重点農業用ため池緊急整備事業	○	－	○			

○各農業農村整備事業 効果算定一覧表（参考）

各事業の要綱要領に基づく採択要件、事業計画書の様式等を確認した上で、事業計画策定にあたり効果算定が必要か不要かの判断を行うこと。

	事業名	法律補助	予算補助	効果算定※	備考
防 災 事 業	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）				
	防災ため池工事	－	○	－	
	地震対策ため池防災工事	－	○	－	
	ため池整備事業	－	○	－	
	湛水防除	－	○	－	
	地盤沈下対策	－	○	－	
	用排水施設整備（早急・土砂崩壊防止・溢水）	－	○	－	
	特定農業用管路等特別対策	－	○	－	
	農業用河川工作物応急対策	－	○	－	
	水質保全対策	－	○	－	
	利活用保全	－	○	－	
	危機管理対策	－	○	－	
	緊急的な防災対策	－	○	－	
	地域防災上のリスク除去	－	○	－	
防 災 事 業	◆福島再生加速化交付金事業				地域ため池総合整備事業、ため池等農地災害危機管理対策事業、農業用河川工作物応急対策等事業、土地改良施設耐震対策事業、土地改良施設豪雨対策事業は効果算定が不要となる。 （土地改良施設豪雨対策事業は被害額算定のみ必要となる。）
	農地防災事業（農村地域環境保全整備事業）	○	○	△	
合 整 備 事 業	◆農山漁村地域整備交付金				
	農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）	○	－	○	
	◆福島再生加速化交付金事業				
	中山間地域総合整備事業	○	－	○	
	◆中山間地域農業農村総合整備事業				
農 業 集 落 排 水 事 業	中山間地域総合整備事業	○	－	○	
	◆農山漁村地域整備交付金				
	農業集落排水事業	－	○	○	「農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル」で費用対効果分析の実施が定められている。
	◆福島再生加速化交付金事業				
	農業集落排水事業	－	○	○	「農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル」で費用対効果分析の実施が定められている。
	◆地方創生推進交付金				
	汚染処理施設整備交付金	－	○	○	「農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル」で費用対効果分析の実施が定められている。
	◆農村整備事業				
	農業集落排水施設整備事業	－	○	○	「農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル」で費用対効果分析の実施が定められている。
農 地 整 備 （ 通	◆農山漁村地域整備交付金				
	農地整備事業（通作条件整備（基幹農道整備））	○	－	○	一般型
	農地整備事業（通作条件整備（一般整備））	○	－	○	一般型
		○	－	○	農業集落間型
	◆地方創生推進交付金				
そ の 他	地方創生道整備交付金	○	－	○	広域農道を実施する場合土地改良手続きを事前に了していることが実施要件となることから、効果算定が必要となる。
	◆農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業（侵食対策））	－	○	○	
	◆農地耕作条件改善事業	○	○	△	事業規模によっては土地改良法に基づく事業として実施する。
	◆畑作等促進整備事業	○	○	△	事業規模によっては土地改良法に基づく事業として実施する。
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）				
	草地畜産基盤整備事業	○	○	○	・再編整備事業において30ha未満の整備をする場合、草地整備利用促進事業を実施する場合は予算補助となる。 ・要領で事業実施計画の策定が定められており、効果算定が必要となる。
	農業基盤整備促進事業	○	○	△	事業規模によっては土地改良法に基づく事業として実施する。
	◆農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)	－	○	－	農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標又は、スマート農業の導入に関する目標 の設定が必要となる。

本表の凡例

	法律補助	予算補助	効果算定
○	該当	該当	必要
－	該当なし	該当なし	不要
△	－	－	備考欄参照

※費用対効果とは、投資に対してどれほどの利益があるかを表す指標であり、土地改良事業において、投資は「事業費」に、便益は「事業によってもたらされる効果」（食料の安定供給の確保に関する効果、農業の持続的発展に関する効果、農村の振興に関する効果、多面的機能の発揮に関する効果などを総括したもの）に該当する。

○その他留意事項

- 1.土地改良法に基づかないため効果算定を不要とする事業であっても、総事業費が10億円を超える場合は、政策評価法に基づき効果算定が必要となる。
- 2.土地改良法に基づかず事業を実施する場合、用意買収等に伴う補償金が租税特別措置法第33条に規定される「課税の特例」の対象とならないため留意すること。